

遠軽町地域防災計画(本編)

遠軽町防災会議

第1章 目 次

第1章 総 則

第1節	計画策定の目的	1
第2節	計画の構成	1
第3節	用語	1
第4節	計画の修正要領	1
第5節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	2
第6節	住民及び事業者の基本的責務	7
第1	住民の責務	7
第2	事業者の責務	8
第3	町民及び事業者による地区内の防災活動の推進	8

第2章 遠軽町の概況

第1節	自然的条件	9
第1	位置及び面積	9
第2	地形	9
第3	地質と土性	9
第4	気象	9
第2節	災害履歴	16

第3章 防災組織

第1節	組織計画	21
第1	遠軽町防災会議	21
第2	応急活動体制	23
第2節	気象情報等伝達計画	33
第1	特別警報、警報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報	33

第4章 災害予防計画

第1節	防災知識の普及・啓発計画	(総務部危機対策室、関係各部、関係機関)	44
第1	実施責任		44
第2	配慮すべき事項		44
第3	普及・啓発及び教育の方法		44
第4	普及・啓発を要する事項		44
第5	教育関係機関における普及・啓発		45
第6	普及・啓発の時期		45
第2節	防災訓練計画	(総務部危機対策室、消防機関、関係機関)	46
第1	防災訓練実施機関		46
第2	防災訓練の種別及び実施内容		46
第3	訓練の実施要領		46
第4	民間団体等との連携		46
第3節	物資等の調達・確保及び防災資機材等の整備計画		47
第1	食料その他の物資の確保	(関係各部、関係機関)	47
第2	防災資機材等の整備	(関係各部)	47
第3	備蓄倉庫の整備	(関係各部)	47

第4 道の駅の防災拠点化	47
第4節 主自主防災組織の育成等に関する計画	(総務部危機対策室) 48
第1 地域住民による自主防災組織	48
第2 事業所等の防災組織	48
第3 自主防災組織の編成	48
第4 自主防災組織の活動	49
第5節 避難体制整備計画	(関係各部、消防機関、関連施設管理者、関係機関) 51
第1 避難誘導体制の構築	51
第2 指定緊急避難場所の確保等	51
第3 指定避難所の確保等	52
第4 指定緊急避難場所、指定避難所の住民及び施設管理者等への周知	52
第5 避難計画の作成	53
第6 被災者の把握	54
第6節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	
(関係各部、消防機関、関連施設管理者、関係機関)	55
第1 安全対策	55
第2 外国人に対する対策	56
第7節 建築物灾害予防計画	(経済部建設課) 57
第1 建築物防災の現状	57
第2 予防対策	57
第8節 消防計画	(消防機関) 58
第1 組織計画	58
第2 消防力等の整備計画	61
第3 調査計画	61
第4 教育訓練計画	61
第5 災害予防計画	61
第6 警報発令伝達計画	62
第7 情報計画	62
第8 火災警防計画	62
第9 風水害等警防計画	63
第10 地震警防計画	64
第11 避難計画	64
第12 救助救急計画	65
第13 応援協力計画	65
第9節 風水害予防計画	(関係各部、消防機関、河川管理者) 66
第1 現況	66
第2 予防対策	66
第3 水防資機材	67
第4 水防計画	67
第5 湧別川洪水ハザードマップ	67
第10節 雪害予防計画	(関係各部、消防機関、電気・通信事業者、河川・道路管理者) 69
第1 基本事項	69
第2 予防対策	69
第11節 融雪灾害予防計画	(関係各部、河川・道路管理者) 71
第1 予防対策	71
第2 応急対策	71

第12節	土砂災害予防計画	(経済部建設課・農政林務課、関係機関)	72
第1	現況		72
第2	予防対策		72
第13節	積雪・寒冷対策計画	(関係各部)	75
第1	積雪対策の推進		75
第2	交通の確保		75
第3	雪に強いまちづくりの推進		75
第4	寒冷対策の推進		75
第5	スキーパート対策		75
第14節	業務継続計画	(関係各部)	76
第1	業務継続計画（BCP）の概要		76
第2	業務継続計画（BCP）の策定		76

第5章 災害応急対策計画

第1節	災害情報収集・伝達計画	(関係各部、関係機関)	77
第1	平時の情報交換及び情報伝達体制の整備		77
第2	災害情報及び被害状況報告の収集、連絡		77
第3	災害通信計画		79
第2節	災害広報・情報提供計画	(総務部企画課)	81
第1	災害情報等の収集		81
第2	災害広報及び情報等の提供の方法		81
第3	安否情報の提供		82
第3節	避難対策計画		83
第1	避難実施責任者及び要件	(総務部危機対策室)	83
第2	避難措置における連絡、助言、協力及び援助	(関係機関)	84
第3	緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の基準	(総務部危機対策室)	84
第4	避難指示等の周知	(総務部危機対策室・企画課)	84
第5	指定緊急避難場所の指定	(関係各部)	85
第6	避難方法	(民生部保健福祉課)	85
第7	避難行動要支援者の避難行動支援	(関係各部)	85
第8	指定緊急避難場所の開設		86
第9	指定避難所の開設		86
第10	被災者の生活環境の整備	(民生部保健福祉課)	86
第11	避難路及び指定緊急避難場所等の安全確保	(総務部危機対策室)	87
第12	指定避難所の運営管理等	(民生部保健福祉課)	87
第13	知事に対する報告	(総務部危機対策室)	88
第14	警戒区域の設定	(関係各部)	88
第15	広域避難	(関係各部)	88
第16	広域一時滞在	(総務部危機対策室)	89
第4節	自衛隊災害派遣要請計画	(総務部危機対策室、自衛隊)	90
第1	災害派遣要請		90
第2	派遣活動		91
第3	自衛隊との連携強化		91
第4	災害派遣時の権限		91
第5	撤収要請		91
第5節	広域応援・受援計画	(総務部危機対策室、関係機関)	93

第1	応援・受援活動	93
第2	受入体制	93
第6節	ヘリコプター活用計画	(総務部危機対策室、消防機関) 94
第1	基本方針	94
第2	応援要請	94
第3	活動内容	94
第4	救急患者の緊急搬送手続	94
第5	支援体制	95
第7節	救助救出計画	(消防機関、警察署) 97
第1	実施責任	97
第2	救助救出活動	97
第8節	医療救護計画	(民生部保健福祉課、消防機関、医療機関) 98
第1	実施責任	98
第2	対象者及び対象者の把握	98
第3	医療救護所の設置	98
第4	救援活動の派遣要請	98
第5	医療及び助産の実施	98
第9節	防疫計画	(民生部住民生活課) 101
第1	実施責任	101
第2	防疫の実施組織	101
第3	防疫の種別及び方法	101
第10節	災害警備計画	(警察署) 103
第1	応急対策の実施	103
第11節	交通応急対策計画	(道路管理者、警察署) 105
第1	交通応急対策の実施	105
第2	道路の交通規制	105
第3	緊急輸送のための交通規制	106
第12節	輸送計画	(総務部情報管財課、経済部建設課、関係機関) 107
第1	実施責任	107
第2	輸送の範囲及び順位	107
第3	輸送の方法	107
第13節	食料等供給計画	108
第1	実施責任	108
第2	食料等供給計画	(経済部農政林務課・商工観光課、関係機関) 108
第3	炊き出し計画	(民生部保健福祉課、教育委員会) 108
第14節	給水計画	(経済部水道課) 109
第1	実施責任	109
第2	給水の実施	109
第15節	衣料、生活必需物資供給計画	(民生部保健福祉課) 110
第1	実施責任	110
第2	実施の方法	110
第16節	石油類燃料供給計画	111
第1	実施責任	111
第2	調達方法	111
第17節	上下水道施設対策計画	(経済部水道課) 112
第1	上水道	112

第2	下水道	112
第18節	応急土木対策計画	(経済部建設課) 113
第1	災害の原因及び被害種別	113
第2	応急土木復旧対策	113
第19節	被災宅地安全対策計画	(経済部建設課) 114
第1	危険度判定の実施の決定	114
第2	判定士の業務	114
第3	危険度判定実施本部の業務	114
第4	事前準備	114
第20節	住宅対策計画	(経済部建設課) 115
第1	実施責任	115
第2	実施の方法	115
第3	資材のあっせん、調達	116
第21節	障害物除去計画	(経済部建設課) 117
第1	実施責任	117
第2	障害物除去の対象	117
第3	障害物除去の方法	117
第4	除去した障害物の集積場所	117
第5	放置車両の除去	117
第22節	文教対策計画	(教育委員会) 118
第1	実施責任	118
第2	応急対策実施計画	118
第3	文化財保全対策	120
第23節	行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画	(民生部保健福祉課、消防機関、警察署) 121
第1	実施責任	121
第2	実施の方法	121
第24節	家庭動物等対策計画	(民生部住民生活課) 123
第1	実施責任	123
第2	家庭動物等の取扱い	123
第25節	応急飼料計画	(経済部農政林務課) 123
第1	実施責任	123
第2	実施の方法	123
第26節	廃棄物処理等計画	(民生部住民生活課、経済部農政林務課) 124
第1	実施責任	124
第2	廃棄物等の処理方法	124
第27節	防災ボランティアとの連携計画	(民生部保健福祉課、社会福祉協議会) 125
第1	ボランティア団体・N P Oの協力	125
第2	ボランティアの受け入れ	125
第3	ボランティア団体・N P Oの活動	125
第4	ボランティア活動の環境整備	125
第28節	労務供給計画	(総務部危機対策室) 126
第1	実施責任	126
第2	雇用方法	126
第3	労務内容	126
第4	賃金及びその他の費用負担	126

第29節	職員応援派遣要請計画	(総務部総務課)	127
第1	派遣要請及び派遣のあっせん要請		127
第2	要請手続等		127
第3	派遣職員の身分取扱い		127
第4	受入体制		127
第30節	災害救助法の適用と実施	(関係各部)	128
第1	実施責任		128
第2	救助法の適用基準		128
第3	救助法の適用手続き		128
第4	救助の実施と種類		129
第5	災害対策基本法と災害救助法との関連		129

第6章 地震災害対策計画

第1節	総 則		130
第1	計画の目的		130
第2	計画の基本方針		130
第3	町の地震の記録		131
第4	地震被害の想定		131
第2節	災害予防計画		135
第1	地震に強いまちづくり推進計画	(関係各部)	135
第2	防災訓練計画		136
第3	火災予防計画	(消防機関)	136
第4	危険物等災害予防計画	(消防機関、危険物取扱事業者)	137
第5	建築物等災害予防計画	(関係各部)	137
第6	土砂災害の予防計画		138
第7	液状化災害予防計画	(総務部危機対策室、経済部建設課)	138
第8	物資の調達・確保及び防災資機材等整備計画	(関係各部)	138
第9	避難体制整備計画	(関係各部、消防機関、関連施設管理者、関係機関)	138
第10	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画		138
第11	積雪・寒冷対策計画		138
第12	地震に関する防災知識の普及・啓発	(関係各部)	138
第13	住民の心構え	(関係各部)	139
第14	自主防災組織の育成等に関する計画		141
第15	業務継続計画		142
第3節	災害応急対策計画		143
第1	応急活動体制		143
第2	緊急地震速報	(総務部危機対策室、関係機関)	143
第3	災害情報等の収集、伝達計画	(関係各部、関係機関)	150
第4	災害広報計画		150
第5	避難対策計画		150
第6	自衛隊災害派遣要請計画		150
第7	地震火災等対策計画	(消防機関)	150
第8	広域応援・受援計画		150
第9	ヘリコプター活用計画		150
第10	救助救出計画		150
第11	医療救護計画		151

第12	防疫計画	151
第13	災害警備計画	151
第14	交通応急対策計画	151
第15	輸送計画	151
第16	食料供給計画	151
第17	給水計画	151
第18	衣類、生活必需物資供給計画	151
第19	石油類燃料供給計画	151
第20	上下水道施設対策計画	(経済部水道課) 151
第21	応急土木対策計画	151
第22	被災建築物安全対策計画	152
第23	住宅対策計画	153
第24	障害物除去計画	153
第25	文教対策計画	153
第26	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	153
第27	家庭動物等対策計画	153
第28	応急飼料計画	153
第29	廃棄物処理等計画	153
第30	防災ボランティアとの連携計画	153
第31	労務供給計画	153
第32	職員応援派遣要請計画	153
第33	災害救助法の適用	153
第4節	災害復旧計画	153

第7章 事故災害対策計画

第1節	航空災害対策計画 (関係各部、消防機関、航空運送事業者、関係機関)	154
第1	基本方針	154
第2	災害応急対策	154
第2節	鉄道災害対策計画 (関係各部、消防機関、鉄道事業者、関係機関)	157
第1	基本方針	157
第2	災害応急対策	157
第3節	道路災害対策計画 (関係各部、消防機関、道路管理者、関係機関)	159
第1	基本方針	159
第2	災害予防	159
第3	災害応急対策	159
第4節	危険物等災害対策計画 (関係各部、消防機関、関係事業者、関係機関)	163
第1	基本方針	163
第2	基本事項	163
第3	災害予防	164
第4	災害応急対策	164
第5節	大規模な火災災害対策計画 (関係各部、消防機関、関係事業者、関係機関)	166
第1	基本方針	166
第2	基本事項	166
第3	災害予防	167
第4	災害応急対策	167
第6節	林野火災対策計画 (経済部農政林務課、消防機関、関係機関)	169

第1	基本方針	169
第2	予防対策	169
第3	応急対策	170

第8章 災害復旧・被災者援護計画

第1節	災害復旧計画	172
第1	実施責任	172
第2	復旧事業計画	172
第3	災害復旧予算措置	172
第4	激甚災害に係る財政援助措置	172
第2節	被災者援護計画 (民生部保健福祉課、日本赤十字社)	173
第1	罹災証明の交付	173
第2	被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供	173
第3節	災害義援金募集 (配分) 計画 (民生部保健福祉課、日本赤十字社)	174
第1	義援金の募集	174
第2	義援金の受け入れ	174
第3	義援金の保管	174
第4	義援金の配分	174
第4節	災害応急金融計画 (関係各部)	175
第1	被災者への融資等	175
第2	「被災者生活再建支援法」に基づく支援	186